

障害者の社会的包摂をめぐる支援ネットワークの形成

-青森県における地域移行支援の事例から-

22H2125 野村侑以

第1章 はじめに：研究の背景と目的

「社会的包摂」は、「社会的排除」に対応する概念として、主に社会政策や福祉政策の分野で議論されてきた。社会的包摂に向けた取り組みは、制度や政策といったフォーマルな支援によって進められてきた一方で、その支援の中でも選別等によって排除が生じている（北川 2014）。したがって、本研究ではこのような問題を補完すると考えられるインフォーマルな実践について考えたい。

加えて、国内では主にホームレスや貧困についての議論が中心であり、障害者の社会的包摂／排除については十分に論じられてこなかった。一方で、2013年に「障害者差別解消法」が制定され、2024年の改正法では、事業者に対し「合理的配慮」の提供が義務化されたことから、障害を理由とする差別により生じる社会的排除は大きな課題として認識されているといえる。

また、近年は障害者の地域移行者数の少なさが指摘されている（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 2023）。その背景には、障害者が民間賃貸住宅を思うように借りることができないという現状がある。岡本(2013)が実施した家主へのアンケート調査によると、「受け入れを躊躇する居住者」の1位に「精神障がい者」が挙げられ、5位に「知的障がい者」、8位に「身体障がい者」が挙げられた。

このような課題に対して、「住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）」が制定されている。同制度の枠組みを活用した、青森県独自の取り組みとしては、「青森県あんしん賃貸支援事業」が挙げられるが、登録事業者数は全体の10%にも満たない状態である。

上記のような背景を踏まえ、本研究では、①貸し手が障害者の受け入れを躊躇することに対して当事者及び支援者はどのように対応しているのか、②障害者の住宅確保をめぐる制度が十分に機能せず排除が生じている要因の2点について、フォーマル・インフォーマルの両側面に注目しながら検討した。

第2章 調査の概要

本研究では、青森県内で障害者グループホームを運営する「一般社団法人A」及び「不動産会社R」の代表を務めるY氏と、同グループホーム管理者のH氏、不動産会社RのスタッフO氏を調査対象とする。本調査では、半構造化インタビューを用いた。調査日時は、2025年4月12日、8月12日である。

第3章 障害者差別解消法と現場の実態

2013年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称「障害者差別解消法」）が成立した。同法律では、「事業者は、その事業を行うにあたり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」とされている。しかし、実際の現場ではこの法律が遵守されているとはいえず、不動産会社が障害名のみで判断し障害者を一律に排除していることが明らかになった。

第4章 障害者の物件探し

青森県では「青森県あんしん賃貸支援事業」が存在し、不動産会社 R は「あんしん賃貸協力店」として参加している。しかし、Y 氏によると、こうしたフォーマルな制度が存在しているにもかかわらず、不動産業界での認知度は低いという。他方で、Y 氏がこの制度を活用する様子を見て登録に踏み切った事業者もいたことから、補助金の存在を認知していれば、制度を利用する貸し手は一定数存在することが示唆される。

難航する物件探し

障害者の物件探しが難航する理由のひとつとして、「貸し手側の不安」が挙げられる。身体障害者については、障害について目で見てわかりやすく会話もできるため安心感を与えやすい反面、サポート体制について伝えても受け入れを拒否する貸し手が存在していた。この背景として、たとえ支援体制が整っていたとしても、建物がバリアフリーではない場合、貸し手が日常生活や緊急時におけるトラブルを懸念し、身体障害者の受け入れに慎重になる可能性があるという示唆される。一方で、精神障害や発達障害などの外見ではわかりにくい障害を持つ人については、障害のイメージから連想される不安や怖さにより、障害の程度や支援体制の有無に関わらず貸し手が受け入れを躊躇するケースが見られた。

さらに、個々の障害に対応した物件の探索も物件探しを長期化させる要因となっていた。身体障害者の場合は、部屋の間取りや構造を考慮し慎重に選択する必要がある。精神障害者や発達障害者については、障害に起因する感覚過敏が近隣住民とのトラブルにつながる可能性が高い。したがって、単なる「入居の成立」ではなく、「安定した地域生活の継続」として捉えた支援が求められる。

物件探しの際の工夫

貸し手が安心して入居者を受け入れられるようにするための工夫は、「不安を与えない工夫」と「不安を軽減させる工夫」の2パターンが存在していた。「不安を与えない工夫」については、相談時の質問の仕方を工夫することで、より円滑な物件探しを目指すという工夫が見られた。同行するスタッフが相談時に「障害者が入居できるアパートはありますか」という聞き方をするのではなく、初めは障害者であることを伏せた上で物件探しを行うことで、家主や他の不動産会社の担当者に「1人の人」として判断してもらおうという工夫を取り入れていた。次に、「貸し手の不安を軽減させる工夫」については、あえて障害やサポート体制についてオープンにすることで不安を軽減させるという方法がとられていた。

以上より、物件探しの場面においては、障害の有無を「伏せる」工夫と「あえてオープンにする」工夫という、一見相反する二つの対応が存在していることが明らかになった。前者は、障害者であることを理由とした門前払いを防ぎ、「1人の人」としての判断を促す工夫であり、後者は、物件探しに時間を要するものの、貸し手の不安を着実に軽減させることで、入居後の生活環境を整備する工夫であった。

加えて、不動産会社 R が管理する物件や、関わりがある貸し手の物件では、利用者の希望に沿わないこともある。その場合は他の不動産会社との関係構築が必要になる。そのため、H 氏が事前に不動産会社をまわり、相談のしやすさについてある程度情報を集めておくという工夫がとられていた。

物件契約及び入居後の支援

ここでは入居後に必要となる支援について詳しく述べる。支援の内容としては、主に見守り支援を行っており、①法の枠組みで実施される「見守り支援」と②支援者が自主的に行う「見守り支援」の2つに分けられた。①については、地域生活へ移行した利用者に対し、「地域移行支援」という枠組みの中で法にのっとった形で見守り支援を行うことで、市町村から事業者に対し報酬が支払われる仕組みとなっている（2024年の障害者総合支援法改正以降）。上記の支援に加え、②のような支援も実施されており、法改正以前から見守り支援を行っていた利用者とは今でも連絡を取り合っているという。

貸し手との関係性の構築

不動産会社 R では、同社に業務委託をしている家主が集まる定期的な会合が開かれる。その場に H 氏も参加し、家主に対して障害者事業のメリットを伝えており、理解を示す家主も一定数存在している。

さらに、一般社団法人 A が開催する「経営計画発表会」には、同法人の母体である不動産会社 R に業務委託をしている家主に加え、障害事業者なども参加する。そのため、事業規模の拡大を計画している障害事業者に対して、不動産会社や家主が空き物件を提供するといった、障害福祉業界と不動産業界のつながりが生まれる可能性もある。H 氏はこうした関係性の中で、障害者の住まい探しにおける重要な媒介的役割を担っているといえる。

第5章 おわりに：まとめと考察

貸し手とのインフォーマルな関係づくり

実際の障害者の住まい探しの現場においては、制度が十分に機能していないことが明らかになった。その中で H 氏は、障害者の受け入れに理解を示す不動産会社を把握し、関係構築をすることで支援ネットワークを形成していた。さらに H 氏は、障害事業者と貸し手とのつながりを生み出す役割も担っていた。このようなインフォーマルな関係構築は、物件探しの効率化だけではなく、利用者の心理的負担を軽減し、安心して地域生活へ移行するための基盤として重要な役割を果たしているといえる。

貸し手の判断への影響要因と障害者の情報提示

障害の種類や程度に関わらず、障害の詳細や支援の利用状況を伝えてもなお入居を拒否されるという事例が複数見られたことから、貸し手は当事者の客観的条件に基づいて受け入れを拒否しているのではなく、障害の種類に付随する社会的イメージに左右され、判断を下している可能性が考えられる。このような課題に対し支援者は、障害名ではなく本人の実態に基づく判断を促す工夫をしていた。したがって、障害者の民間賃貸住宅への入居の可否は、障害者の有無そのものだけではなく、本人に関する情報がどのような文脈で、どの程度具体的に提示されるかにも左右されていると考えられる。

